

# 養蜂等振興強化推進事業のポイント

## ＜代替種マルハナバチへの転換＞

平成31年2月  
農林水産省

### 施設園芸におけるマルハナバチの利用状況

- 施設園芸では、施設内での授粉が必要となるため、花粉交配用昆虫の役割が重要。
- トマト栽培面積の4割でマルハナバチを利用。
- トマト等の授粉作業の省力化に貢献してきた。

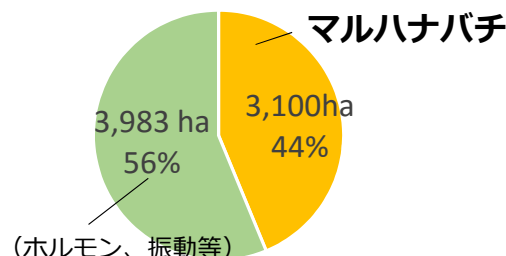
#### ■施設野菜におけるマルハナバチの利用状況

利用区分	延べ面積 (ha)	割合 (%)
施設野菜栽培面積 (計)	44,698	
うちマルハナバチ利用面積	3,100	6.9

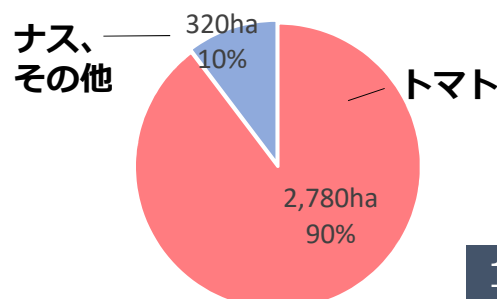
利用区分	延べ面積 (ha)	割合 (%)
トマト栽培面積	7,083	
うちマルハナバチ利用面積	3,100	43.8

利用区分	延べ面積 (ha)	割合 (%)
マルハナバチ利用面積	3,100	
うちトマトへの利用面積	2,780	89.7
その他 (ナス、メロンなど)	320	10.3

#### ■トマト栽培におけるマルハナバチの利用割合



#### ■マルハナバチの利用状況



# セイヨウオオマルハナバチから代替種への転換支援

○ 農林水産省では、平成18年度から在来種マルハナバチへの転換に取り組む園芸産地を支援。

## ■平成18年 セイヨウオオマルハナバチの特定外来生物への指定

- 平成18～22年度 野菜構造改革促進特別対策事業
- 平成22～24年度 産地収益力向上支援事業
- 平成25～27年度 養蜂等振興推進事業
- 平成28年度～ **養蜂等振興強化推進事業**



特定外来生物  
セイヨウオオマルハナバチ



在来種  
クロマルハナバチ

2

持続的生産強化対策事業のうち

## 養蜂等振興強化推進事業

【平成31年度予算概算決定額 45（45）百万円】

### <対策のポイント>

養蜂振興のため、蜜源の確保、ダニの総合的予防手法の検討や蜜蜂の衛生・飼養管理技術の普及等の取組を支援します。また、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大の取組を支援します。

### <政策目標>

- 蜂群数3千群の増加
- セイヨウオオマルハナバチの利用量の半減

### <事業の内容>

#### (地区推進)

#### 1. 蜜源植物の植栽支援

- 都道府県、養蜂家等から構成される協議会が、蜂群の適正配置や農薬等の被害からの退避、熊による被害が発生しにくい地区への転飼の維持を図るため、長期にわたって利用可能な蜜源植物となる樹木の植栽拡大と蜜源植物の二毛作等の取組を支援します。

#### 2. 花粉交配用昆虫の安定確保支援

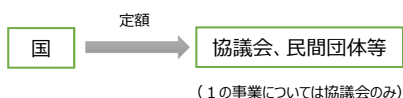
- 園芸産地が特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチの利用量の半減に向けて在来種マルハナバチに転換するための実証や講習会の開催等を支援します。また、園芸産地が養蜂家と連携して安定的に蜜蜂を確保するための協力プランの作成や蜜蜂の効率的な利用技術の実証等を支援します。

#### (全国推進)

#### 3. 衛生・飼養管理技術向上支援

- 腐虫病予防薬の適正使用など飼養管理技術の向上の取組を支援するとともに、ダニによる疾病に関する総合的な飼養・衛生管理に係る対策の検討・普及の取組を支援します。

### <事業の流れ>



【お問い合わせ先】

### <事業イメージ>

#### 養蜂等を取り巻く課題

- 養蜂振興法に基づき、全国各地で蜂群の適正配置を実施しているが、蜜源植物の植栽面積は減少傾向であり、農薬や熊等による被害から蜜蜂を退避させたくても、採蜜可能な退避場所が十分に確保できない状況。

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
蜜源植物面積(千ha)	160.9	148.0	142.3	135.2	120.8

- ダニによる疾病が依然として多く発生している状況等があり、衛生・飼養管理技術の向上・普及が必要。

- 施設トマト等の花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチが平成18年に特定外来生物に指定。平成29年に策定された「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」では、平成32年までにセイヨウオオマルハナバチの利用を半減する目標を掲げており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。

- 近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の需給は逼迫傾向にあることから、園芸産地と養蜂家の連携による花粉交配用蜜蜂の安定確保が必要。

#### (地区推進)

蜜源植物の植栽支援

花粉交配用昆虫の安定確保支援

#### (全国推進)

衛生・飼養管理技術向上支援

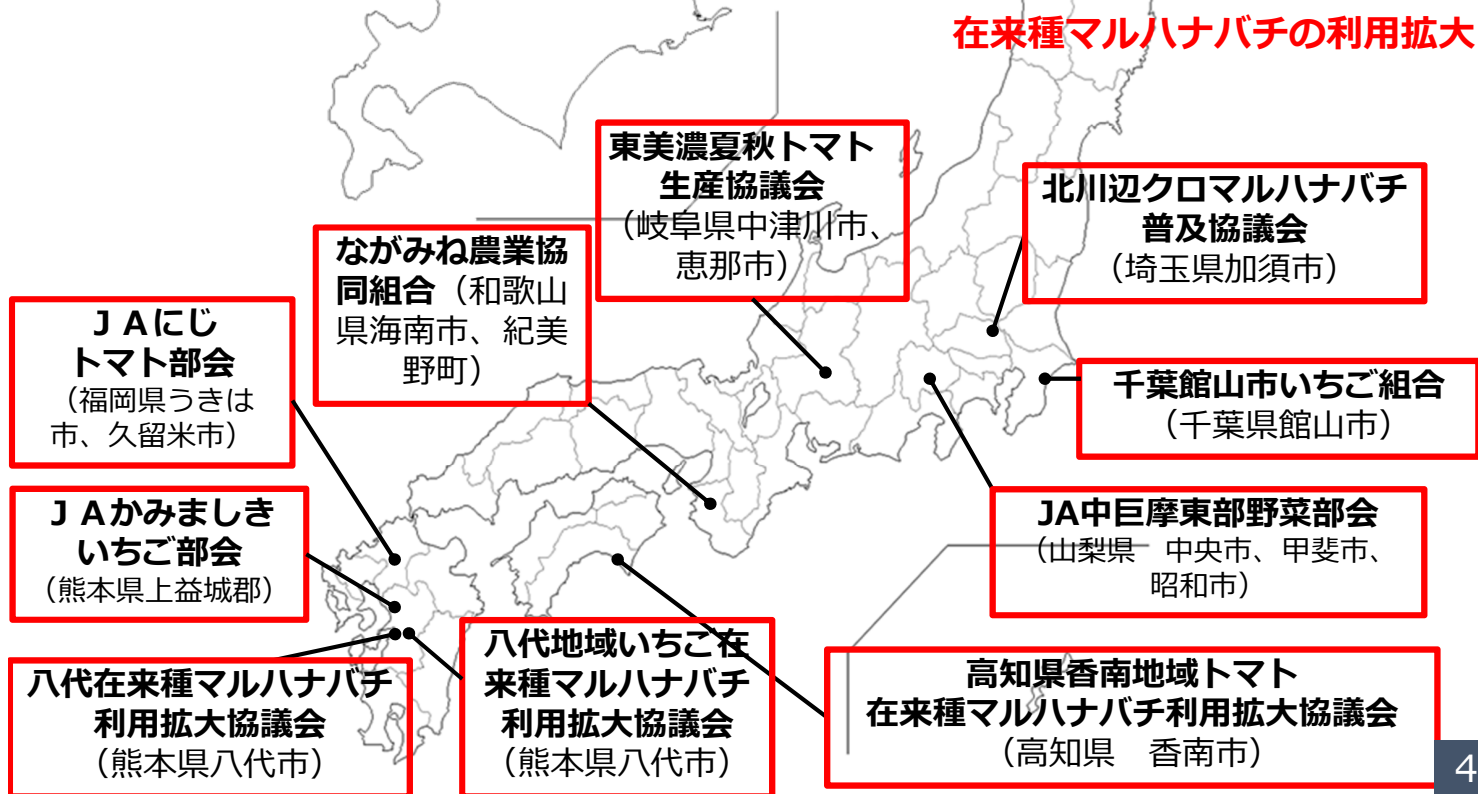
- 養蜂振興法の円滑な運用の推進
- 花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化
- 蜜蜂の衛生・飼養管理の普及等による養蜂経営の安定
- 養蜂家の所得増加と地域の活性化

(1、3の事業) 生産局畜産振興課 (03-5591-3656)  
(2の事業) 生産局園芸作物課 (03-3593-6496)

3

# 取組事例：養蜂等振興強化推進事業(平成28～30年度)

- 28年度以降、全国10箇所です業による取組が行われている。



## 在来種マルハナバチの利用拡大支援の事業概要

- 在来種マルハナバチの実証ほどの利用や、講習会の開催等を支援し、地域に適した利用方法を確認（在来種も問題なく使えることを確認）し、在来種マルハナバチの利用を拡大。

### ■ 事業主体（園芸農家5戸以上の事業参加が要件）

- ・ 農業者が組織する団体
- ・ 在来種マルハナバチ利用拡大協議会（都道府県と園芸農家の参画が必須）

### ■ 支援内容（①と②は必須）（補助率：定額）

- ① 検討会の開催
- ② 利用技術の実証・展示  
→ 実証用のマルハナバチの巣箱代、ほ場の借上費、実証に必要な資材等の掛かり増し経費 等
- ③ 先進地視察、講習会、マニュアル作成

### ■ 目指すべき目標

事業実施地域で、マルハナバチを利用している園芸農家のうち、在来種マルハナバチの利用農家の割合を3年後に20ポイント以上増加させる。

(例) 事業実施前に、セイヨウ利用農家8戸、クロマルハナバチ利用農家2戸の協議会が、事業実施後にセイヨウ6戸、クロマルハナバチ4戸になる計画であれば、

(事業実施前) クロマルハナバチ利用20% → (事業実施後) 40%となり20ポイントの増加。



# 今後の公募スケジュール（予定）

## 2月中旬～3月上旬

平成31年度養蜂等振興強化推進事業の公募  
（農林水産省ホームページで公示）

## 3月中下旬

審査

## 4月下旬以降

採択（地方農政局等から通知）

事業の応募に関するご相談は、事業実施予定地区を管轄する  
地方農政局（園芸特産課）まで！